

措置制度変更の意味するもの

山 崎 國 治

(平成18年3月1日 記)

1 保護者の心構え

- ① 施設依存主義・施設お任せ主義から、保護者(成年後見人)の立場から子どもに責任を果たす主体性を確立すること。
- ② 契約の内容を、一つ一つ理解できること。
- ③ 契約の中身に不満や不明な点は、質問によって、自身が納得すること。
- ④ 契約上の保護者(成年後見人)の義務は、誠実に果たすこと。
- ⑤ 重要事項説明書と運営規程を常にチェックできる能力をもつこと。

2 施設の心構え

- ① 契約移行への趣旨を、すべての職員に徹底すること。
- ② 個別支援プログラムの実績評価で、職員の質が評価されること。
- ③ 運営基準(告示)の遵守を、すべての職員に徹底すること。
- ④ 18年度の診療報酬改定によって、医療収入が減収となる施設は、新しい運営方針の策定を明確化すること。
- ⑤ 毎年度の財務諸表を、保護者(成年後見人)に開示し、説明して、保護者(成年後見人)の理解に努めること。